

旧緊急時避難準備区域（南相馬市原町区）に居住していた申立人ら（父、母、子）について、申立人子が原発事故時生後8か月で先天性の疾患があったために手術を控えていた状況において、予定されていた手術や在宅治療を受けることもできず、不安を抱えながら避難所へ避難し、その後、避難先で手術を受け入院生活を送ったこと等を考慮し、日常生活阻害慰謝料の増額分として、申立人母については、平成23年3月から申立人子が現実的に手術を受けることができた同年5月までは特に精神的苦痛が顕著であったため一時金として50万円が、同年6月から平成24年8月までは月額3万円が、申立人子については平成23年3月から平成24年8月まで月額3万円が、それぞれ認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2及び同X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙損害一覧表記載の損害（それぞれ記載される期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項の損害項目についての和解金として、金1,490,000円の支払義務のあることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年1月16日

## 損害一覧表

(別紙)

項目	申立人 (敬称略)	期間	和解金 (円)
精神的損害 (増額分)	X 2	平成 23 年 3 月 11 日～ 同 5 月 31 日	500,000
		平成 23 年 6 月 1 日～ 平成 24 年 8 月 31 日	450,000
	X 3	平成 23 年 3 月 11 日～ 平成 24 年 8 月 31 日	540,000
合計			1,490,000